

北九州

市議会だより

北九州市議会事務局



昭和40年9月1日 No.10

八木山ダムは、鞍手郡若宮町力丸に多目的ダムとして工事がすすめられていきましたが、送水管の敷設など一部の工事を残して、ほとんど完成しました。

総貯水量は1350万トン、8月10日現在、貯水量は約900万トンに達しました。

北九州市には、1日に工業用水5万2千トン、上水6万トンが送水されます。

(8月16日撮影)

六月定期市議会は、六月三日から七月十七日まで、十八日間の会期で開かれましたが、会期を三十五日間のばし、八月二十一日に終りました。審議された議案は、機構改革のための事務分掌条例の改正その他各種条例の一部を改正するものや、一般会計八千二百四十九万五千円（総額三百六十一億五千六百九十六万三千円）、特別会計七千四百六十九万三千円（総額百四十一億六百九十二万七千円）あわせて一億五千七百十八万八千円の補正予算案など三十九件で、全議案を可決しました。

会期を三十五日間延長したのは、事務分掌条例の改正案を慎重に審議するため十三日間延長し、さらに、七月三十日、懲罰動議が出され、懲罰特別委員会が設けられて懲罰問題が審議されたためです。

区役所のあり方を焦点に

あらゆる角度から審査

事務分掌条例の改正について

「極端な言い方をすると、戸籍と税金のこと以外は、本庁に行かない解決できないような区役所にしないためには……。」

総務財政委員会では、機構改革のための事務分掌条例の改正案をめぐって、「本庁と区役所のあり方」を焦点に、慎重な審査を行いました。

というものです。

改革案の概要

二重行政を解消し、市の一体化をはかるための機構の改革案が、六月定例会に出されました。

この改革案といふのは、

「企画室を企画局とし、総務局

の人事部を人事局とし、衛生局の

なかに置かれていた清掃事業部を

清掃事業局として、各区七つの清

掃事務所を本庁直かつにして清掃

事業を行なう。

建設局の建築部を建築局とし、

住宅建設と建築関係のことを行なう。

各区役所の部制を廢止して課制

にし、農政、商工、建築に関するこ

とは本庁の経済局、建築局に大

き吸収し、各区役所にはその窓口

として、農政事務所、商工事務所

建築事務所を置く。

委員会審査の焦点

この改革案に対する委員会では、(1)合併の際の基本方針の一つである「市民サービスを低下させない」ということ、(2)市長に重点を置いた市政が行なわれてきました

が、この案のようにならなければなりませんが、このように本庁と区役所のあり方に質疑や意見が集中しました。

いますか。
③本庁に権限を集めてしまうと、市民の苦情は区役所で処理できなくなりますが、このようなことはどう処理していくのですか。など

新しい行政需要、区長の権限内容と区長が行なう調整会議、人事管理上の問題点。

④請負工事などの入札契約については、零細業者を育てて行くうえからも、その区の軽い契約については、区内の業者を指名するようになります。また、入札契約事務は、業者の利便をはかるため、各区でどこに職員配置上の不均衡があるのですか。

⑤適材適所に人員を配置すること。

⑥主幹、主査の制度は、とくに必要と認められるもののがはかない止し、人のための機構とならないようにすること。

一部の反対意見

このように慎重な審査を重ねた結果、つぎのように要望して、可決することにしました。

①区長が、調整会議で、各局の出先機関の長とよく話し合い、ま

た十分に意見を述べることができ

るよう態勢に關係諸規則を整え

ること。

しかし一部では、つぎのよう

な反対意見もありました。

機構改革は、区に権限をおろして、区役所のはたらきを充実する

ことをねらいとしなければなりません。

右決議する。

昭和四十年六月三十日

北九州市議会

方法として、各区に区長の主催する調整会議を設け、その区において市の事務や事業の計画、実施などをあわせてこの会議で調整することにしています。

また、住民の苦情などは、本庁

業務と区役所業務の別なく区長が受け付け、関係局と協議してすみ

やかに処理されるようにします。

③区長直かつての各区清掃事務所を本庁直かつてのことによって、住民サービスが低下したり、爆発の実験を機にすべての国の核爆発の実験に反対して、つきのうに決議しました。

う努力すること。

④商工事務所は、商工行政をおしえすめ、中小企業を育成して行くうえにてぬかりのないよう所員を充実すること。

また農政事務は、十分に能率をあげられるような体制を確立すること。

この改革案は、さらに、

どのような業務が、本庁と区役

所の間で二重に行なわれているの

ですか。

この改革案は、強く反対してきたところであるが、中共が昨年十月に引き続き、今回第二回の核爆

発の実験を行なつたことに對し

ては、強く遺憾の意を表せざるを得ない。

われわれは、核爆発の実験が

和国において空中における核爆

発の実験が行なわれたことが報

道されている。

われわれは、核爆発の実験が

民共和国で行なわれた空中核爆

発の実験を機にすべての国の核

爆発の実験に反対して、つきの

うに決議しました。

核実験に反対する決議

去る五月十四日、中華人民共

和国において空中における核爆

発の実験が行なわれたことが報

道されている。

われわれは、核爆発の実験が

民共和国で行なわれた空中核爆

発の実験を機にすべての国の核

爆発の実験に反対して、つきの

うに決議しました。

う努力すること。

また農政事務は、十分に能率を

あげられるような体制を確立する

こと。

また商工事務所は、商工行政をお

しえすめ、中小企業を育成して行

くうえにてぬかりのないよう所

員を充実すること。

また農政事務は、十分に能率を

あげられるような体制を確立する

こと。

この改革案は、強く反対してきた

ところであるが、中共が昨年十月

に引き続き、今回第二回の核爆

発の実験を行なつたことに對し

ては、強く遺憾の意を表せざる

を得ない。

特にこの実験は地理的条件か

らみるときに、各地における放

射能の検出にみられる如く、そ

の被害を最もうけるものは日本

国民であり、原爆の洗礼をうけたわれわれとしてみのがすこと

ができるところである。

われわれは、すべての国の核

爆発実験に反対する立場から、

今回の中共における実験にたい

しても遺憾の意を表すとともに、すみやかにすべての国が核爆発の実験を禁止し、完全軍縮

に向つて最大の努力がはらわれることを希求し、その目標に向つて政府が必要な措置をとられようとするものである。

議会において声明を議決

7月30日

七月十三日の本会議に、市長は、市の一体化をはかり、二重行政をなくすための機構改革「事務分掌条例の改正案」を提出しました。

この改正案は、七月十七日までの会期を三十日まで延長して、総務財政委員会で慎重に審査され、七月三十日の本会議で、総務財政委員長の報告をもとに審議されました。

しかし、この改正案に反対した四者共斗会議を中心とする関係団体は、この日早朝から議事堂廊下にすわり込み、議員が議場に入場することを阻止したので、やむなく警官隊の出動を要請し、議員を議場に導入しました。

このことは、すでに新聞などで報道されましたが、このような事態になつたことは、市議会として、まことに残念なことで、当日の本会議では、共産党議員団は欠席のまま、万場一致をもつてつぎのような声明を議決しました。

声 明

今期定例会に、提案された議案（第一四〇号）「北九州市事務分掌条例の改正について」は、市民に直接関係するものであるため、十分質疑を行ない、なお会期を十三日間延長して、総務財政委員会に付託し慎重に審議をしたのであります。

この審議の過程においては、市民の要望にこたえるため、あらゆる角度から深く検討し、あくまでも市民の立場に立つて市政を執行するよう多くの強い要望を付し、本七月三十日の本会議で議決する運びとなつたのであります。が、共産党の指導による北九州市職員労働組合、福岡県生活と健康を守る会北九州総支部、北九州市交通局労働組合、全日本労働組合福岡県支部北九州協議会をもつて組織された者共斗会議は、北九州市労働組合等の参加のもとに、早朝から議事堂周辺はもとより、議事堂内通路、特に議場入口に座り込み議員の会議出席を阻止したのであります。

われわれ議員は、このような全く地方議会の民主的運営を無視しかつこれを阻止するがごとき行動について、再三警告し通路の開放を求めましたが、故意に会議の開会を妨害する状況でありましたので、やむを得ず市長・議長連名をもつて警察官の出動を要請し、この排除を求めて、会議を開き議決のはじびに至つたのであります。この実情を市民各々に正しく知つとともに、このような集団暴力行為によつて、正常な議会の開会が阻止されるような事態は、民主政治を根底から破かにする暴挙であります。よつて、ここにこの真相を広く市民各々に発表し、公平なご批判を仰ぐものであります。以上声明いたします。

昭和四十年七月三十日

北九州市議会

七月三十日の本会議で、日本共産党議員団は、事務分掌条例を改正する条例案に対しても、つきのような反対討論を行ないました。

日本共産党議員団を代表いたしまして本席を借りて本議会に対し、日本共産党の態度を宣明いたしました。

日本共産党議員団は、事務分掌条例を改正する条例案に対し、つ

きのような反対討論を行ないました。

日本共産党議員団を代表いたしました。

日本共産党議員団は、事務分掌条例を改正する条例案に対し、つ

きのような反対討論を行ないました。

き起し、しかもこの事態に対し四者共斗の代表が市長面会を要求する事態の円満な解決のために話し合いました。

市長は開会答無用とばかりにこの提案を受け入れました。

この懲罰問題を審議するための懲罰特別委員会を設置して慎重にしたいと思います。

日本共産党の態度を宣明いたしました。

という理由によつて共産党議員六名に対する懲罰動議が提出されました。

市長は開会答無用とばかりにこの懲罰問題を審議するための懲罰特別委員会を設置して慎重にしたいと思います。

日本共産党の態度を宣明いたしました。

市合併の特例に関する法律について

市で同種の条例をつくつても

